

## ・良好な景観形成のための行為の制限



本市の良好な景観を保全し、天草らしい景観の形成を図るため、景観に大きな影響を及ぼす可能性のある行為について制限を定める必要があります。

設定にあたっては、市域でこれまで運用されてきた「熊本県景観条例」「天草町の景観を守り育てる条例」との整合性に配慮するとともに、各地域の景観特性を考慮し定めます。

そのため、市全域を対象とする大規模行為の制限に加え、「熊本県景観条例」において景観形成地域、特定施設届出地区として指定されていた区域、「天草町の景観を守り育てる条例」において景観形成地区として指定されていた地区については、本計画に移行し、継続して良好な景観形成に努めます。

また、市域の景観形成上重要な地区等を抽出し、行為の制限を定めることにより、良好な景観の形成を推進します。

これらの行為に関しては、景観法及び天草市景観条例に基づき、これまで同様 30 日前までに届出が必要です。届出の内容は、景観形成基準に適合することが必要です。届出の内容によっては、助言、指導等を行います。

### 1. 景観計画区域（天草市全域）における行為の制限 P 27. ~

景観の保全及び形成に大きな影響を及ぼす可能性のある行為（大規模行為）を制限。

### 2. 景観形成地域における行為の制限 P 29. ~

景観の保全及び形成に影響を及ぼす可能性のある行為を制限。

「熊本県景観条例」により、県土の景観形成上、重要な地域として定められた地域

天草景観形成地域	牛深景観形成地域
・本渡・五和景観形成ゾーン	・ウォーターフロントゾーン
・沿道景観形成ゾーン	・中心市街地ゾーン

「天草町の景観を守り育てる条例」により、天草町の顔となる代表的な地域として定められた地域

下田景観形成地域	高浜景観形成地域
福連木景観形成地域	大江景観形成地域

「景観形成重点地区」として、景観資源を核として、集落を含む周辺一帯の良好な景観づくりを住民主体で目指す地域

崎津・今富景観形成地域

### 3. 特定施設届出地区における行為の制限 P 44. ~

「熊本県景観条例」により、建築物、工作物等が集積し、又は集積すると予想される区域のうち、景観形成を図る必要があると認められる幹線道路の沿道区域に定められた地区

・国道 266 号（国道 324 号との交点から道目木隧道入口の区間）

